議事要旨(5)資産除去債務専門委員会での検討状況について

冒頭、西川副委員長より、資産除去債務専門委員会では、現在、大きな論点及び進め方の検討が行なわれている旨、説明がなされた。

続いて、吉田専門研究員から、資料「審議事項(5) 資産除去債務の論点の検討について」 を用いて、以下の論点について説明がなされた。

- ・【論点1】資産除去債務と除去費用の会計処理
- ・【論点2】資産除去債務の範囲
- ・【論点3】資産除去債務の除去費用を資産に計上する場合、その全額を資産及び負債として当初認識する理由
- ・【論点4】資産除去債務の除去費用の資産計上と費用配分
- ・【論点 5】資産除去債務の現在価値の当初測定における、将来キャッシュ・フローと割引率の関係

この説明に対する委員等からの主な発言及び事務局からの説明は以下のとおりである。

- ・【論点 1】及び【論点 4】に関して、B 案(資産除去債務を負債計上し、除去費用を資産に計上する処理)は、A 案(除去費用を引当として各期間で費用計上する処理)と同様の費用配分を行うことが所与なのかとの質問があり、これに対して事務局からは、同様の費用配分を必ずしも前提としているわけではないとの回答がなされた。
- ・【論点 2】に関して、2 案の推定的債務がはっきりしていないのではないか、パソコンなど少額の資産でも除去費用がかかるが、対象になるのか示す必要があるのではないかとの指摘があった。また、資産除去債務の当初認識後の変動の場合、及び、資産除去債務の対象が複数の固定資産となる場合の会計処理はどうなるのかとの質問があった。これらに対して事務局からは、今後検討される論点であるとの回答がなされた。
- ・【論点 5】に関して、資産の取得価額に算入するという観点からは、案 4(ファイナンス・リースと同様、単一のキャッシュ・フローを用いて、追加借入利子率で割り引く)になると考えられるのではないかとの意見があり、これに対して事務局からは、負債の計上額を算定するという観点からは、むしろそれ以外の算定方法が検討されるとの回答がなされた。
- ・適用時期は、いつからを想定しているのかとの質問があり、これに対して事務局からは、 プロジェクト計画表で年内に基準公表予定としていることを踏まえ、進めていくとの回 答がなされた。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。